

災害時応援協定の締結について

「災害時における避難場所等の施設利用に関する協定」

- 【協定締結日】 令和3年1月12日（火）
- 【協定先】 学校法人鶴岡学園北海道文教大学附属高等学校
- 【協定内容】 災害時における避難場所等の施設利用



災害時における避難場所等の施設利用に関する協定書

恵庭市（以下「甲」という。）と学校法人鶴岡学園（以下「乙」という。）は、恵庭市黄金中央5丁目北海道文教大学附属高等学校を災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、避難場所及び避難所（以下「避難場所等」という。）として施設利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が、乙の管理する施設の一部を避難場所等として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（避難場所等として利用できる施設の周知）

第3条 甲が避難場所等として利用できる施設は、乙の指定する施設（「別紙」に示す範囲）とする。ただし、災害の発生状況等により、前記以外の施設が必要となつた場合には、管理運営に支障のない範囲で、甲乙協議して決定する。

2 甲は、施設を「指定避難所」として登録し、看板を設置し市民に周知する。

（避難場所等の開設および通知等）

第4条 甲は、災害時において避難場所等として開設する必要があるが生じた場合は、事前に乙に対してその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 乙は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）（以下「避難勧告等」という。）が発令された後、前項の通知を受ける以前に市民が緊急避難してきたことを確認した場合は、甲にその旨を通報するものとする。

3 甲は、乙から前項の通報を受けた場合、避難所には速やかに職員を派遣するものとする。

（避難場所等の管理）

第5条 避難場所等の管理運営は、甲の責任において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

2 甲は、あらかじめ避難場所等の運営組織について、乙に通知するものとする。

3 甲は、避難場所等の運用に要する職員を適切に配置するものとする。

4 避難場所等で必要な物品等は、甲が準備又は配布するものとする。

5 甲は、避難場所等を閉鎖した場合、避難住民の帰宅行動を安全かつ円滑に誘導するものとする。

（開設期間）

第6条 避難場所等の開設期間は、原則として避難勧告等発令の日から解除される日までとする。ただし、発生した被害の状況等により期間を変更する必要があると判断される場合は、甲乙協議して決定する期間とする。

2 甲は、乙が早期に従前の教育活動を再開できるように配慮するとともに、避難場所等としての使用の早期解消に努めるものとする。

（費用）

第7条 乙の甲に対する避難場所等の施設の提供は無償とする。ただし、避難場所等の管理運営に係る水道料及び電気代等の経費については甲が負担するものとする。

2 甲が、避難場所等の管理運営に関し止むを得ず乙の所有する備品等を使用した場合は、甲はその対価を負担するものとする。

3 甲は、避難住民が乙の施設又は設備等を破損若しくは紛失したときは、修繕等に係る経費を負担しなければならない。

4 第1項の規定により甲が負担する額について疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

（避難場所等の利用の終了）

第8条 甲は、避難場所等の利用を終了する際は、乙に対してその旨を文書で報告するとともにその施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（連絡責任者の報告）

第9条 甲と乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を相手方に報告するものとし、変更があった場合も直ちに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。但し、期間満了の3カ月前までに甲、乙いずれからも申出が無いときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年1月12日

甲 恵庭市京町1番地

恵庭市

市長 原田 裕

乙 恵庭市黄金中央5丁目19番地

学校法人鶴岡学園

理事長 鈴木 武夫